○八峰町建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱

|  |
| --- |
| (平成22年1月20日告示第2号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成22年9月1日告示第56号 | 平成23年3月22日告示第15号 | | 平成24年12月27日告示第66号 | 平成27年3月24日告示第27号 | |  |  |  | |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この告示は、八峰町が発注する測量、設計及び調査の業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の競争入札について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査)

第2条　町長は、資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）について、別表1に掲げる業務の種類ごとに入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2　資格審査は、2年に1回の定期の審査を行うものとする。ただし、町長が必要と認める場合は随時審査を行うものとする。

3　次の各号に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）に該当する者。

(2)　測量業務にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5の規定による登録、土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録、建築関係建設コンサルタント業務にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録、補償コンサルタント登録業務にあっては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録、地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録、環境調査業務（騒音、振動、大気、水質調査部門）にあっては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けていない者。

(3)　測量業務にあっては、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士2名以上）有していない者。

(4)　申請者の役員又は申請者の経営に事実上関与している者が、集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者及び同等と認められる者

(申請)

第3条　町長は、申請者に対し、一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）（以下「申請書」という。）と次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。

(1)　法令等による登録の通知の写し

(2)　営業所一覧

(3)　測量等実績調書

(4)　技術者経歴書

(5)　申請者が法人である場合は審査基準日の属する営業年度の直前1年の営業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人である場合は審査基準日の属する営業年度の直前1年の営業年度における貸借対照表及び損益計算書

(6)　営業経歴書

(7)　申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書

(8)　入札、契約等の権限を支店長等に委任する場合は委任状及び当該支店等が法令等による要件を満たし、かつ、登録を受けていることを確認できる書類

(9)　申請者が特例民法法人等であるときは、定款又は寄付行為

2　申請書の受付時期は受付する年の3月20日までとする。ただし、町長が必要と認める場合は、随時受付を行うものとする。

3　申請書の提出部数、申請書提出先等は別に定める。

(資格審査委員会)

第4条　資格審査は、八峰町建設工事入札制度実施要綱（平成18年3月27日告示第43号）第7条に規定する建設業資格審査委員会において行う。この場合において、八峰町建設工事入札制度実施要綱第8条から第10条までの規定を準用する。

第5条　削除

(資格者名簿への登載)

第6条　町長は、資格審査申請書の提出を受けたときは、業者名簿に登載し資格審査委員会に諮って、入札参加資格があると認められる者については、資格者名簿に登載するものとする。

2　名簿の有効期間は、次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。ただし、中途における場合はその残期間とする。

(入札参加資格の取り消し)

第7条　町長は、次の一に該当する者について、入札参加を取り消すものとする。

(1)　第2条第4項(1)から(3)に掲げる要件に該当するに至ったもの

(2)　営業を廃止した者

(3)　虚偽の申請等により入札参加資格を受けた者

(4)　入札参加資格の取消の申し出があった者

(変更届)

第8条　有資格者は、次の事項について変更があった場合は、すみやかに八峰町建設コンサルタント業務等入札参加資格に係る変更届け出を町長に提出しなければならない。

(1)　法令等による登録に係る登録番号及び登録年月日

(2)　商号又は名称

(3)　代表者又は受任者の氏名

(4)　住所又は所在地及び電話番号等

(指名の基準)

第9条　指名競争入札を実施する場合においては、契約担当者は、別表1の左欄に掲げる業務に対応する入札参加資格を受けている者のうちから指名するものとする。

2　前項の規定により指名する業者の数は、3人以上とする。

3　指名においては、次の事項に留意しなければならない。

(1)　信用度

(2)　手持ち業務の状況及び技術者の保有状況

(3)　業務の実績

(4)　その他

(入札参加資格の基準)

第10条　条件付き一般競争入札を実施する場合における入札参加資格については、前条の基準に準じて要件を設定するものとする。

(指名審査委員会)

第11条　指名業者の選定等については、八峰町建設工事入札制度実施要綱（平成18年3月27日告示第43号）第12条に規定する指名審査委員会において行う。この場合において、八峰町建設工事入札制度実施要綱第8条から第10条までの規定を準用する。

(準用規定)

第12条　八峰町建設工事入札制度実施要綱第13条（指名停止）の規程はこの要綱に準用する。この場合、工事請負とあるのは別表1の第1欄に掲げる業務と読み替える。

(庶務)

第13条　資格審査委員会及び指名審査委員会の庶務は、総務課において行うものとする。

(その他)

第14条　この要綱に定めのない事項については、八峰町建設工事等競争入札事務取扱要領(平成18年八峰町訓令第35号)によるほか、資格審査委員会において協議する。

附　則

この告示は、平成22年2月1日から施行する。

附　則(平成22年9月1日告示第56号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

附　則(平成23年3月22日告示第15号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年12月27日告示第66号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成25年1月4日から施行する。

附　則(平成27年3月24日告示第27号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第1欄（業務の種類） | 第2欄（業務の概要） | 第3欄（業務の内容） |
| 測量業務 | 土地の測量（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。）を行う業務 | 測量一般、地図の調整、航空測量 |
| 土木関係建設 コンサルタント業務 | 土木に関する工事の設計若しくは土木に関する調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務 | 河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、 道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、 廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子 |
| 建築関係建設 コンサルタント業務 | 建築に関する工事の設計及び監理若しくは建築に関する工事に関する調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務 | 建築一般、建築構造、建築設備 |
| 補償関係 コンサルタント業務 | 公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務 | 土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償 |
| 地質調査業務 | 地質又は土質について調査、計測、解析、判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築等の工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務 | 地質調査 |
| 環境調査業務 | 環境全般について調査、計測、解析、判定を行う業務 | 騒音調査、振動調査、大気調査、日照調査、電波調査、水質調査、土壌調査 |